

令和6年度 市町村財政の概要

1 市町村の概要

(1) 団体数

令和7年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)となっています。

(2) 人口

令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口は、県計1,951,289人、市計1,657,508人、町村計293,781人となっています。これを令和6年1月1日現在の人口と比べると、県計で16,573人(8.4%)、市計で14,377人(13.4%)、町村計で3,140人(1.1%)減少しています。

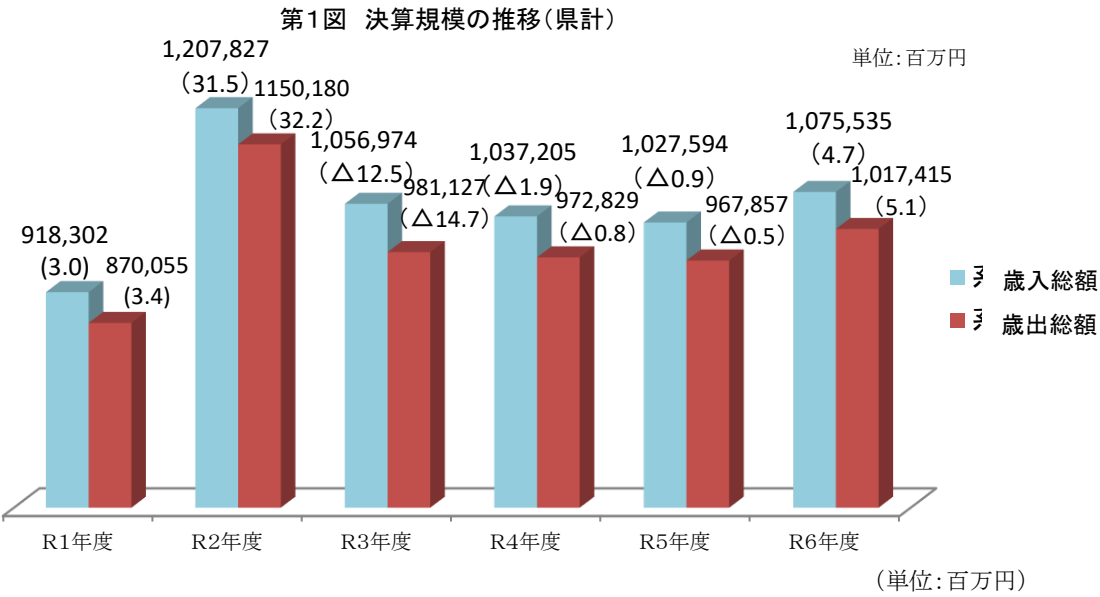
2 普通会計の決算状況

(1) 総説

令和6年度の実質収支は、県内全市町村が黒字を維持することができました。

(2) 決算規模

令和6年度における普通会計決算規模は、
歳入1兆755億3,538万円(前年度1兆275億9,400万円)
歳出1兆174億159万円(前年度9,678億5,684万円)
で、対前年度伸び率は、歳入4.7%増(前年度0.9%減)、歳出5.1%増(前年度0.5%減)となりました。
(第1図)



区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質単年 度収支
令和6年度	1,075,535	1,017,402	58,134	10,232	47,902	△3,986	△12,251
令和5年度	1,027,594	967,857	59,737	7,849	51,888	△4,332	△7,757

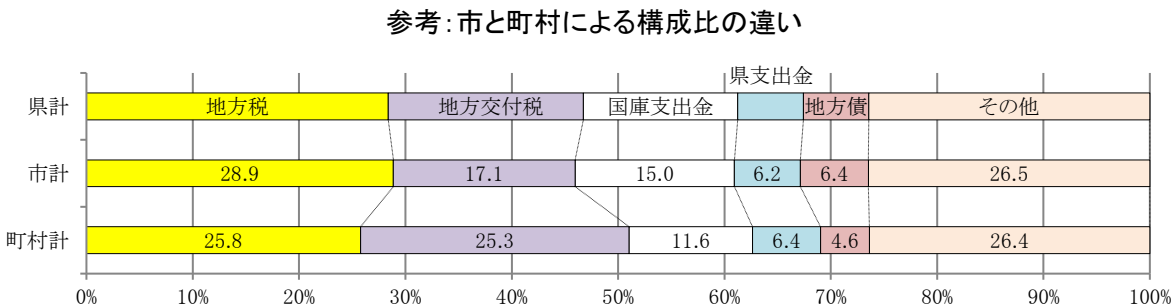
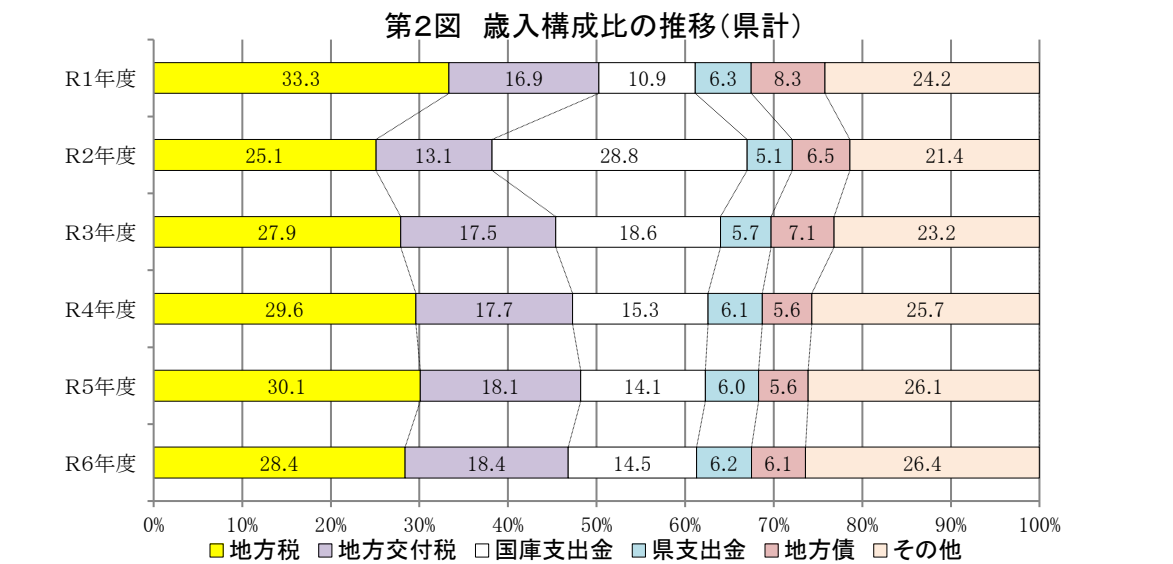
(3) 決算収支

- 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から明許繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、479億192万円で、県内全市町村黒字となりました。
- 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、△39億8,602万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、9団体が黒字、12団体が赤字となっており、町村にあっては、14団体が黒字、7団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、財政調整基金の取崩し額を赤字要素とみなして加減した額)は、△122億5,076万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、9団体が黒字、12団体が赤字となっており、町村にあっては、10団体が黒字、11団体が赤字となりました。

(4) 歳入

- ・歳入総額は1兆755億3,538万円で、前年度に比べ479億41万円(4.7%増)増加しました。歳入総額の主な内訳は、地方税3,052億8,569万円(構成比28.4%)、地方交付税1,973億9,540万円(構成比18.4%)、国庫支出金1,556億197万円(構成比14.5%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は対前年度比1.3%の減少と3年ぶりの減少となりました。地方税全体の40.7%を占めている市町村民税は、定額減税等により個人住民税所得割が5.9%減少し、総額では3.5%の減となりました。また、固定資産税は、設備投資の増加等により、0.2%の増となりました。
- ・地方交付税は6.2%の増加となりました。また、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債は54.4%減少したものの、実質的な地方交付税としては4.5%の増となりました。
- ・国庫支出金は、普通建設事業や児童手当等に係る国庫支出金の増等により、7.3%の増となりました。
- ・地方債は、緊急防災・減災事業債及び学校教育施設等整備事業債等の発行額の増により、全体としては、前年度比15.0%の増となりました。なお、臨時財政対策債を除いた地方債は、22.0%の増加となりました。



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が小さく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

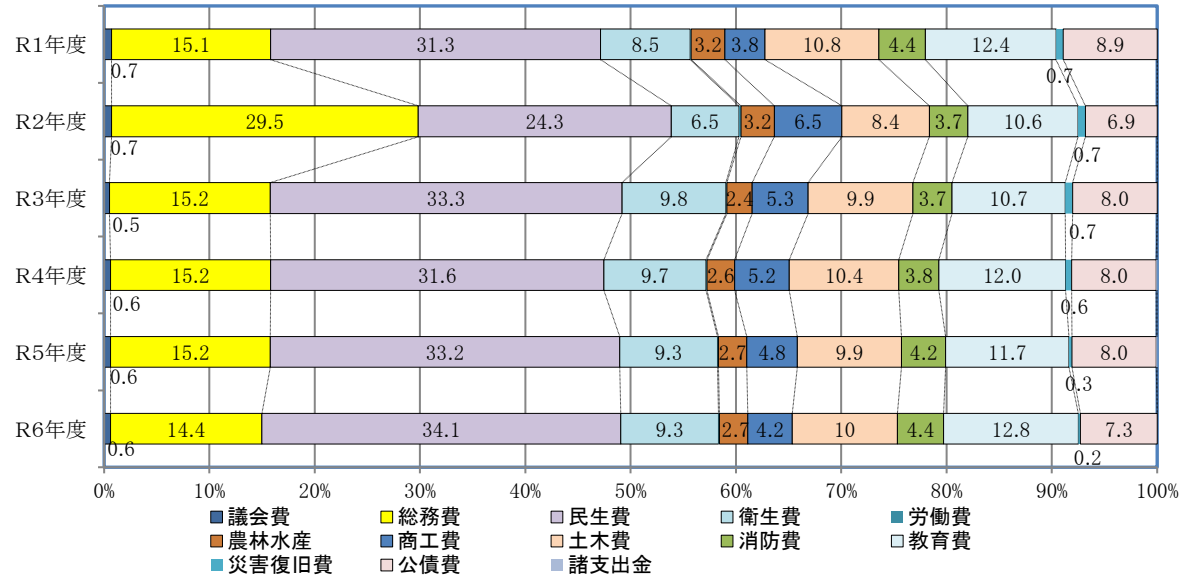
(5) 歳出

- 歳出総額は1兆174億159万円で、前年度に比べ495億4,475万円(5.1%増)増加しました。

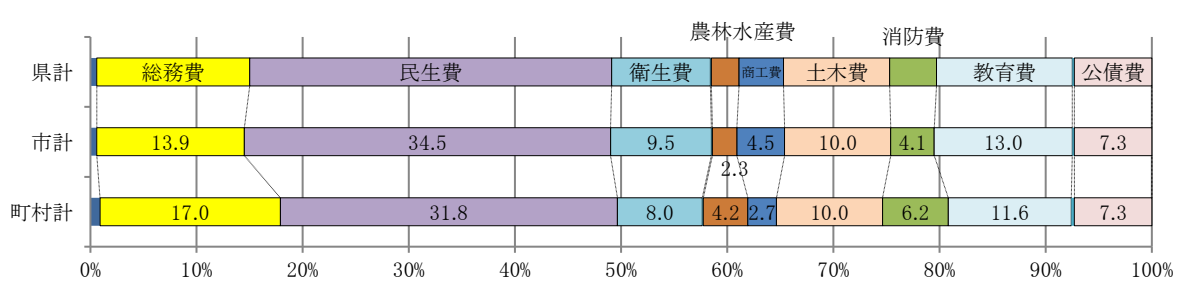
【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成比は、民生費34.1%(3,470億2百万円)、総務費14.4%(1,462億72百万円)、教育費12.8%(1,302億41百万円)、土木費10.0%(1,015億62百万円)、衛生費9.3%(943億23百万円)の順で、前年度に引き続き民生費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の80.6%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、民生費(7.8%増)、土木費(6.5%増)、教育費(14.5%増)等が増加、商工費(8.5%減)、災害復旧費(21.9%減)等が減少となっています。
- 令和6年度の主な増減理由は、下記のとおりです。
～増加～
 - 民生費：定額減税補足給付金事業、児童手当費等の増加等
 - 土木費：加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業(岐阜市)、除雪関連事業の増加等
 - 教育費：特別支援学校建設事業(各務原市)、小中学校改修事業等の増加等～減少～
 - 商工費：中心市街地活性化拠点整備事業(中津川市)、プレミアム付き商品券の発行等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の減少等

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



参考：市と町村による構成比の違い

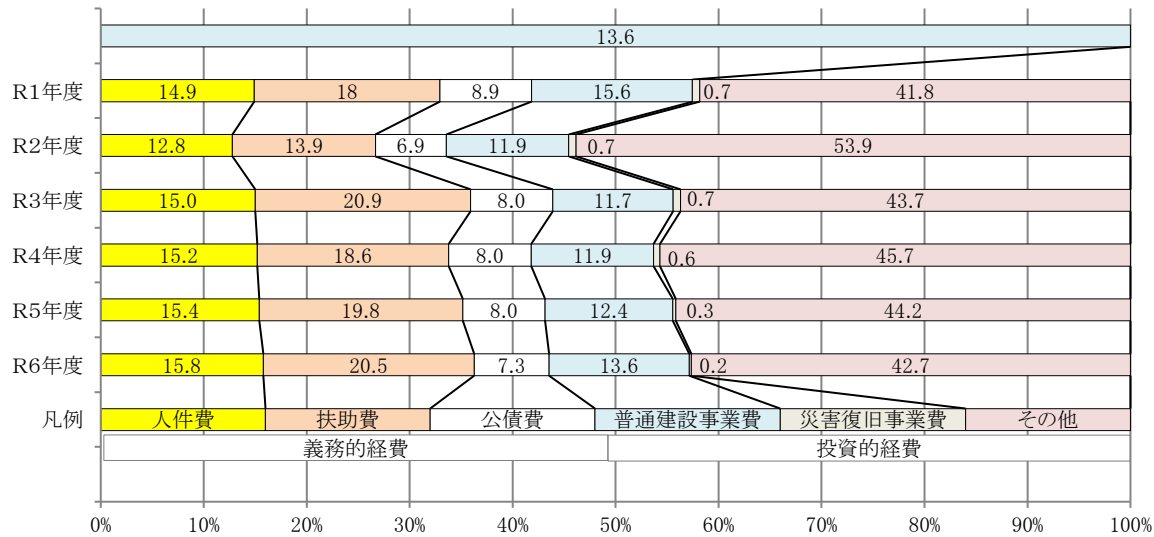


- 市と町村を比較すると、市の総務費の構成比が町村に比べて小さくなっていますが、これは、団体の規模が大きいため、スケールメリットにより、システム等管理経費等が割安になっているためと考えられます。

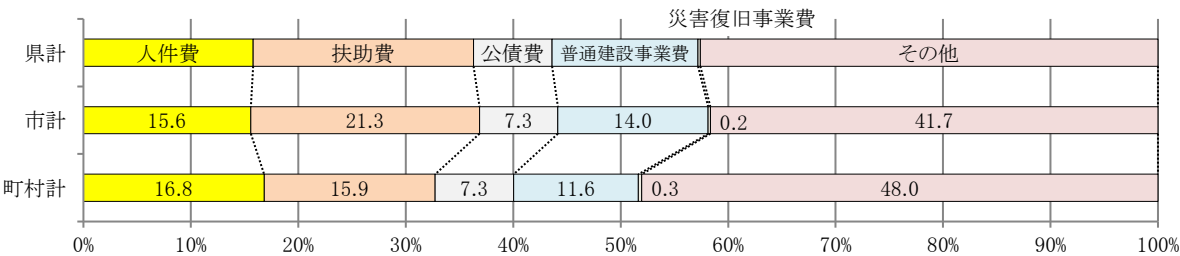
【性質別歳出】

- ・性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、4,430億45百万円(構成比43.5%)、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなる投資的経費は、1,404億67円(構成比13.8%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、4,338億90百万円(構成比42.7%)となりました。(第4図)
- ・義務的経費は、前年度より259億円93百万円(前年度比6.2%)の増加となりました。
主に扶助費において、定額減税補足給付事業等に係る事業費の増加等により、8.9%の増加となりました。
- ・投資的経費は、前年度より176億63百万円(前年度比14.4%)の増加となりました。
主に普通建設事業費において、補助事業費及び単独事業の増加により、15.2%の増加となりました。
- ・その他の経費は、前年度より58億89百万円(前年度比1.4%)の増加となりました。
主に補助費等は、下水道事業の法適用に伴う下水道事業への補助の増等により、前年度比6.6%、71億79百万円の増となった。
物件費において、自治体情報システム標準化・共通化の委託料の増等より5.2%の増加となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比10.4%、町村の構成比16.6%)や繰出金(市の構成比7.8%、町村の構成比8.2%)に係る構成比の差によるものです。

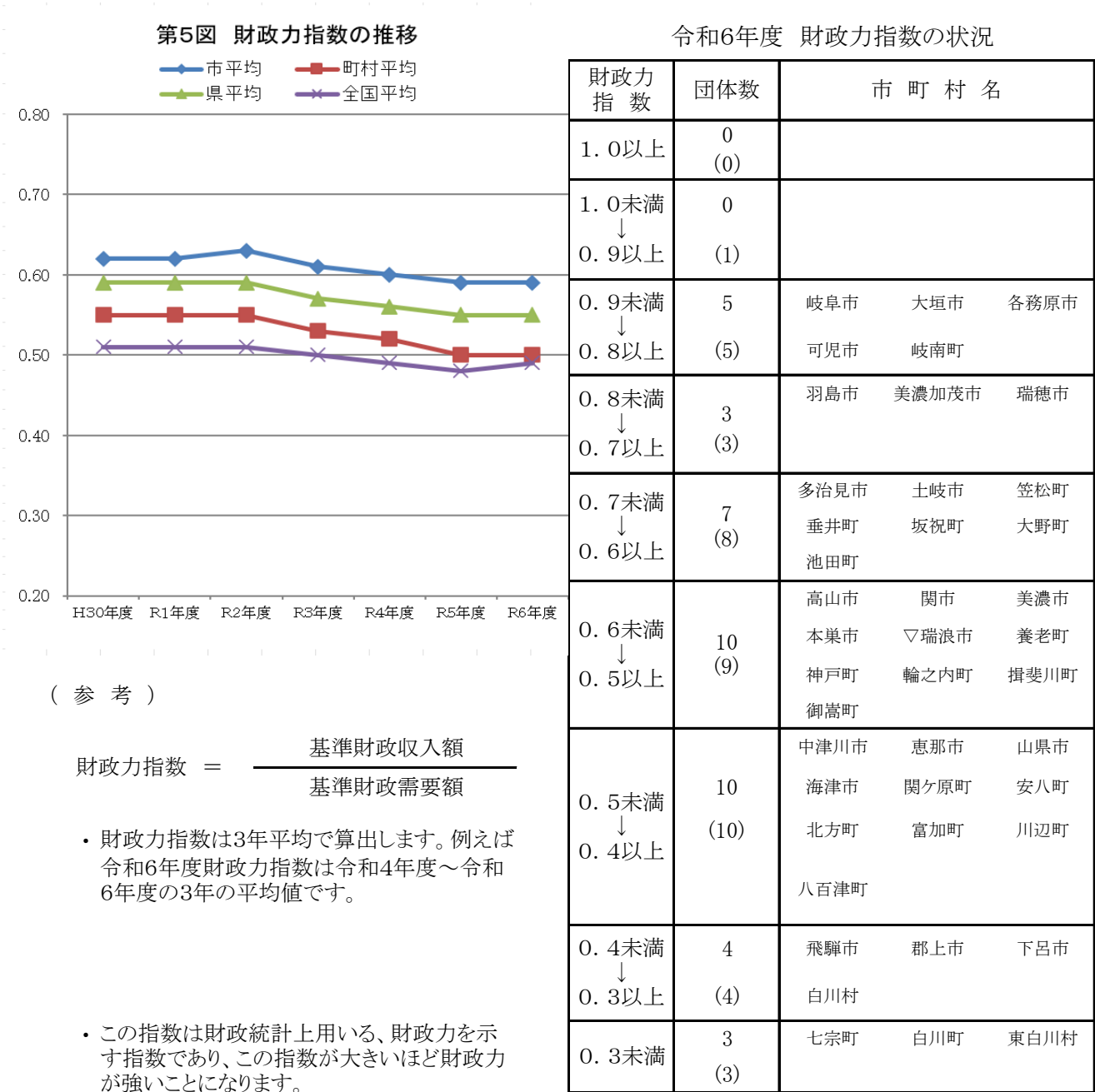
3 財政指標等

(1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.59(前年度0.59)、町村の平均値が0.50(前年度0.50)、市町村全体の平均値が0.55(前年度0.55)と、前年度と同値になりました。(第5図)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市平均	0.62	0.62	0.63	0.61	0.60	0.59	0.59
町村平均	0.55	0.55	0.55	0.53	0.52	0.50	0.50
県平均	0.59	0.59	0.59	0.57	0.56	0.55	0.55
全国平均	0.51	0.51	0.51	0.50	0.49	0.48	0.49

(単純平均。全国平均は特別区を除く。)



(注) 1 () の数は令和5年度指数による団体数

2 △印は1階級上がった市町村

3 ▽印は1階級下がった市町村

(2) 経常収支比率

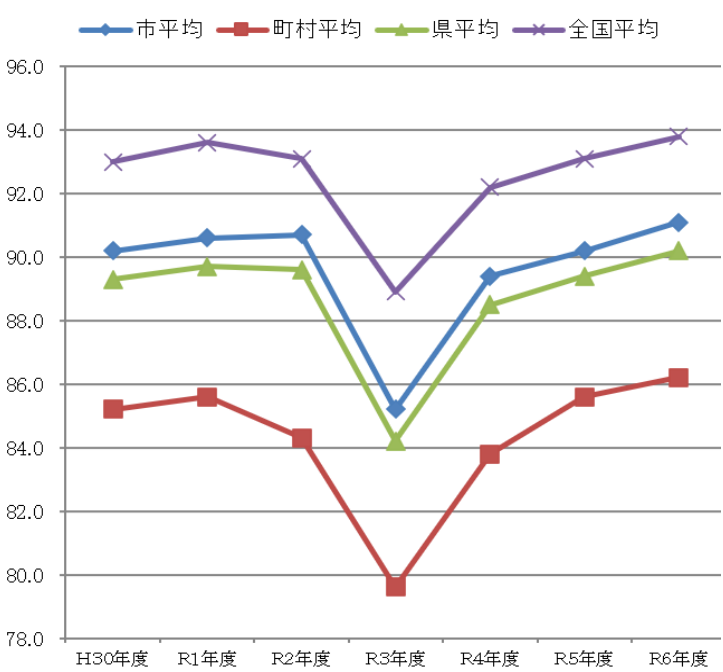
経常収支比率(県平均)は、分子である経常経費充当一般財源が、人件費や扶助費などの増により増加し、分母である経常一般財源等の増を上回ったため、前年度から0.8ポイント上昇(悪化)しました。(第6図)

(単位:%)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市平均	90.2	90.6	90.7	85.2	89.4	90.2	91.1
町村平均	85.2	85.6	84.3	79.6	83.8	85.6	86.2
県平均	89.3	89.7	89.6	84.2	88.5	89.4	90.2
全国平均	93.0	93.6	93.1	88.9	92.2	93.1	93.8

(加重平均。全国平均は特別区を除く。)

第6図 経常収支比率の推移 (%)



(参考)

経常収支比率 =
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

- ・この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

令和6年度 経常収支比率の分布

80%未満	2市町村
80%以上90%未満	24市町
90%以上95%未満	12市町
95%以上	4市村

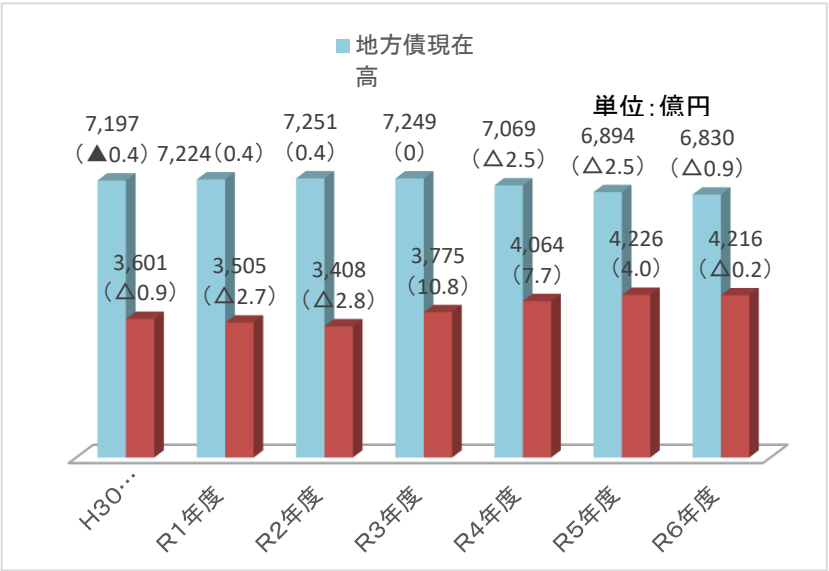
第7図 地方債現在高と積立金現在

(3) 地方債現在高

地方債現在高は、臨時財政対策債の減少等により、前年度比0.9%の減少となりました。(第7図)

(4) 積立金現在高

財政調整基金、減債基金及び特定目的基金において取り崩しを上回る額を積み立てたため、全体として、積立金現在高は減少しました。(第7図)



【 地方公共団体財政健全化法による令和6年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。①～④をまとめて「健全化判断比率」。）を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

各市町村では健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

《 概 要 》
全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未満

① 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、法施行以降18年連続で全団体とも実質赤字が生じず、「－」（比率なし）となりました。

② 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字（地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額）を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、法施行以降18年連続で全団体とも連結実質赤字が生じず、「－」（比率なし）となりました。

（ 参 考 ）

実質赤字比率 =
$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率 =
$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

県内市町村は、法施行以降18年連続で全団体とも早期健全化基準を下回ることとなりました。

18%未満	42市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未満	－	
25%以上35%未満	－	25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上	－	35%は財政健全化法における財政再生基準です。

（ 参 考 ）

実質公債費比率 =
$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}*) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

(3か年平均)

* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子 等

※県内市町村の加重平均は4. 7%、全国市区町村の加重平均は5. 6%

④ 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(令和6年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

県内市町村は、法施行以降18年連続で全団体早期健全化基準を下回ることとなりました。
岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、下呂市、岐南町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村の28市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「－」(比率なし)となりました。

(参考)

将来負担比率 =
$$\frac{\text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額 等

※県内市町村の加重平均は将来負担額より充当可能財源が多いため算出されません。
全国市区町村の加重平均は6.3%

4 むすび

令和6年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入、歳出ともに4年ぶりの増加となりました。歳入面では、地方交付税及び国庫支出金等の増加により4年ぶりの増加になりました。歳出面では、商工費などが減少した一方、民生費、土木費、教育費などが増加したことにより、4年ぶりの増加になりました。また、地方債現在高は減少となりました。積立金現在高は、財政調整基金及び特定目的基金において積立額を上回る額を取り崩したため減少しました。

主な財政指標では、経常収支比率(県加重平均)は0.8ポイント増加(悪化)し、実質公債費比率(県加重平均)は0.1ポイント上昇(悪化)しました。なお、実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し、知事の許可が必要となる起債許可団体となりますが、県内では11年連続で起債許可団体は無しとなりました。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体が4指標とも早期健全化基準未満でした。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていくとともに、人口減少等に伴い地方税収入が減少する一方で、引き続き社会保障関係経費や公共施設の維持・更新に要する経費の増加が予想される厳しい状況の中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、住民に最も身近な地域主権の主体としての体質強化を図っていくことが重要となっています。